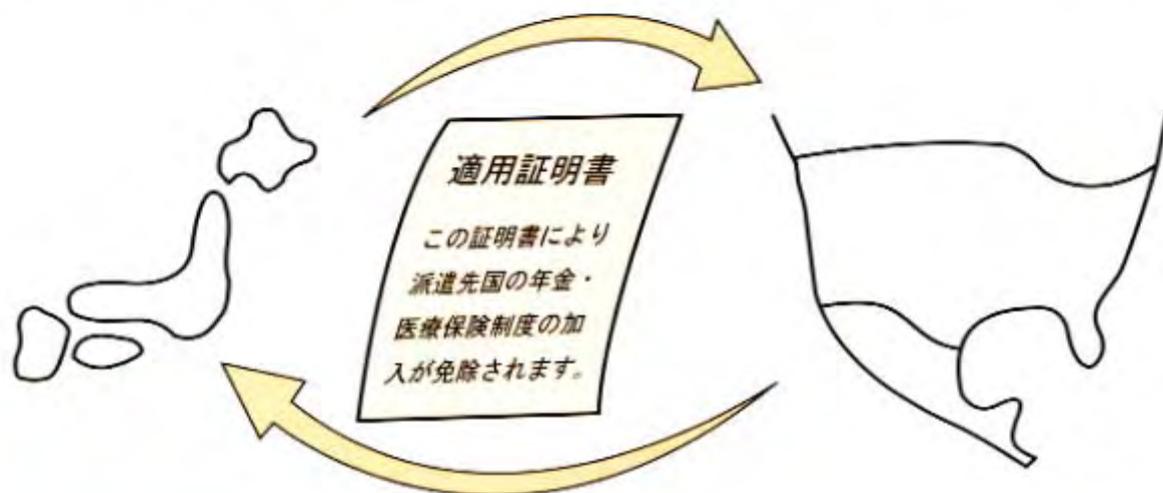


# 日米両国の年金・医療保険制度に二重に加入していませんか？

Are you making double contribution payments to the pension / health insurance systems in Japan and the USA?

2005年10月1日に「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が発効となり、日米両国の年金・医療保険制度の二重加入が解消されます。



## ～日本からアメリカに行って就労する方～

- 日本の企業からアメリカにある企業へ派遣・出向するなどにより、日米両国の年金・医療保険制度に加入する義務が生じる場合でも、いずれか一方の国の年金・医療保険制度に加入すればよいこととなります。
- 日本の企業から短期間（5年以内と見込まれる場合）アメリカにある企業へ派遣される方は、「適用証明書」の交付を受けることで、日本の年金・医療保険制度のみに加入することになります。
- 日本の企業から長期間（5年を超えると見込まれる場合）アメリカにある企業へ派遣される方は、アメリカの年金・医療保険制度のみに加入することになります。

## ～アメリカから日本に来て就労する方～

- アメリカにある企業から短期間（5年以内と見込まれる場合）日本の企業に派遣される方は、アメリカの社会保障庁での手続きが必要となりますので、アメリカ側の事業主に相談してください。

※アメリカの年金・医療保険制度の加入が免除されるためには、事業主を通じて、管轄の社会保険事務所において「適用証明書」の交付を受ける必要があります。

また、アメリカの年金・医療保険制度のみに加入される方は、事業主を通じて、管轄の社会保険事務所や健康保険組合等に「資格喪失届」を提出する必要があります。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所等にお問い合わせください。または、社会保険庁ホームページの社会保障協定のコーナー（<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>）をご覧ください。

# アメリカの年金制度に加入した期間を持っていませんか？

## Have you ever contributed to the US Social Security?

2005年10月1日に「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が発効となり、日本とアメリカの年金制度の加入期間が通算されます。



### ～年金加入期間の通算対象となる方～

- 日米両国の年金制度の加入期間を持っている方で、加入期間不足によりアメリカの年金制度または日本の年金制度から年金を受けることができない方
- 日米両国の年金制度の加入期間を持っている方が、アメリカの年金制度加入中に障害となった、または、死亡したために、日本の年金制度から障害年金や遺族年金を受けることができない方

### ～年金加入期間の通算の主な仕組み～

- アメリカの年金制度の加入期間が1年6ヶ月（6クレジット）以上ある方が、日米両国の年金制度の加入期間を通算して10年以上になる場合は、アメリカの年金制度から老齢年金を受けることができます。
- 日米両国の年金制度の加入期間を通算して25年以上になる場合は、日本の年金制度から老齢年金を受けることができます。

### ～通算による年金の申請手続き～

- 通算によるアメリカの年金の申請は、社会保険事務所や年金相談センターの窓口で行うことができます。（老齢年金の申請手続きが受給権発生から6ヶ月以上経過した場合、年金自体が受けられなくなるわけではありませんが、時効が適用され、遡りは6ヶ月前の年金までしか認められていませんので、ご注意ください。（遺族年金では6ヶ月、障害年金では12ヶ月）
- 通算による日本の年金の申請が、社会保険事務所や年金相談センターの窓口で行われたときは、アメリカに年金加入期間の確認をしたうえで、通算を行います。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所や年金相談センターにお問い合わせください。または、社会保険庁ホームページの社会保障協定のコーナー（<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>）をご覧ください。

● 社会保障協定の内容

協定相手国	二重加入防止の対象となる制度	年金加入期間の 通算措置
ドイツ	日：年金制度 独：年金制度	あり
イギリス	日：年金制度 英：年金制度	なし
韓国	日：年金制度 韓：年金制度	なし
アメリカ	日：年金・医療保険制度 米：年金・医療保険制度	あり
ベルギー	日：年金・医療保険制度 白：年金・医療保険・労災保険・雇用保険制度	あり
フランス	日：年金・医療保険制度 仏：年金・医療保険・労災保険制度	あり

○ドイツ	平成10年4月 署名	平成12年2月 発効
○イギリス	平成12年2月 署名	平成13年2月 発効
○韓国	平成16年2月 署名	平成17年4月 発効
○アメリカ	平成16年2月 署名	平成17年10月 発効
○ベルギー	平成17年2月 署名	発効に向け準備中
○フランス	平成17年2月 署名	発効に向け準備中
○カナダ	現在交渉中	
○オーストラリア	現在交渉中	
○オランダ	現在交渉に向け準備中	

※ 日本国政府は、これらの国に続き、順次、他の国とも社会保障協定の交渉を開始することとしています。

● 社会保障協定の発効まで

社会保障協定を発効するには、まず、日本政府の代表団と外国政府の代表団との間で協定を結ぶための協議や交渉を行うことから始まります。このような交渉を重ね、両国が協定の内容に合意したとき、両国の代表が署名を交わすこととなります。

しかし、署名されれば直ちに協定が両国で発効するわけではありません。両国での国会承認手続きや必要な法律整備等を行い、さらに社会保障協定を実施するための事務処理方法等についての両国間での取決めを経て、これらの準備が整い次第、協定が発効つまり実施になります。